

訪問型サービス(独自) A 2 サービスコード表 (令和元年 1 0 月～)

睦沢町

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度) 1. 172 単位		1. 172	1 月につき
A 2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 × 90%	1. 055	
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度) 39 単位		39	1 日につき
A 2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 × 90%	35	
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度) 2. 342 単位		2. 342	1 月につき
A 2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 × 90%	2. 108	
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度) 77 単位		77	1 日につき
A 2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援 2 (週 2 回を超える程度) 3. 715 単位		3. 715	1 月につき
A 2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 × 90%	3. 344	
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援 2 (週 2 回を超える程度) 122 単位		122	1 日につき
A 2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算 200 単位加算			200	1 月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 137/1000		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 100/1000		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 55/1000		
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	(3) で算定した単位数の 90%		
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	(3) で算定した単位数の 80%		
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 63/1000		
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 42/1000		

注 1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、該当月においてイからルを算定しない。

注 2 リの算定要件等については、平成 3 0 年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注 3 イからハまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 2 0 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 9 0 ／ 1 0 0 を乗じる。
なお、建物の範囲については、平成 3 0 年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注 4 ヌについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。
なお、(Ⅳ) (Ⅴ) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注 5 ルについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを算定していることを要件とする。
また、(1) の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算 (Ⅰ) または (Ⅱ) を算定していることを要件とする。なお、(1) か (2) のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注 6 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。